

前回の検討会で座長預かりとなった 医療機関の指定について（報告）

（経緯）

- 第1回がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会において、人口の少ない医療圏に規模の比較的小さい医療機関をがん診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）として指定する場合の考え方について整理が必要との意見が出され、群馬県沼田医療圏の2医療機関（独立行政法人国立病院機構沼田病院、利根保健生活協同組会利根中央病院）をがん診療連携拠点病院として指定すべきか否かについては、座長預かりとなった。

（結果）

- 座長と相談の結果、以下の理由から、2医療機関とも拠点病院に指定することとした。
 - ・ 両医療機関は整備指針に定める必要条件を満たしている。
 - ・ 群馬県において当該医療圏に2医療機関を拠点病院として整備する必要性については、沼田医療圏及び隣接する吾妻医療圏では、他にがん医療に関する専門的な医療機関がなく、両医療圏を2医療機関でカバーする等との十分な説明がなされている。
 - ・ 拠点病院は、4年の更新制であり、更新時に、がんに係る診療実績、地域の医療機関に対する研修の実施状況等を評価し、拠点病院が果たすべき役割を十分に担っていないと判断された場合には、更新時に、指定しないこととする。
- なお、群馬県に対しては別紙を通知し、両医療機関が拠点病院としての機能を継続的に保持しているかどうかにつき確認を求めている。

健発第0824004号
平成18年8月24日

群馬県知事 殿

厚生労働省健康局長

がん診療連携拠点病院の指定に係る検討結果について

平成18年5月16日付け保予第272-5号により、がん診療連携拠点病院として推薦のあった病院について、検討の結果、別記の病院を指定することとしたので通知する。

別添指定通知書については、貴県より当該病院への送付をお願いする。

また、ホームページや広報誌等により、関係者及び住民への周知について特段の御配慮をお願いする。

なお、指定に当たって条件を付している病院については、期限までに当該条件が満たされているかどうかを確認し、その結果を書面により当職あて御連絡願いたい。

おって、沼田医療圏の2病院（独立行政法人国立病院機構沼田病院、利根保健生活協同組合利根中央病院）については、下記の点に留意されたい。

記

沼田医療圏で推薦されている2病院については、整備指針に基づく指定要件を満たしており、かつ、隣接する医療圏からの患者の受診状況等を踏まえ、隣接圏域をカバーするなど、1圏域に2病院が必要な理由が明示されている。しかしながら、両病院の病床規模やがんの新入院患者数等を勘案すると、指定後、拠点病院としての機能を継続的に保持しているかどうか、特に確認が必要である。

今回のがん診療連携拠点病院の 指定に当たっての論点

1. 基本的な方針

- 今回のがん診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。また都道府県がん診療連携拠点病院を「都道府県拠点病院」、地域がん診療連携拠点病院を「地域拠点病院」という。）の指定の検討に当たっては、第1回がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会（平成18年7月28日開催）と同様に「がん診療連携拠点病院の指定に係る論点」（別紙）で示された審査方針と各病院の診療機能を踏まえてはどうか。

- また、上記に加え、以下の2点を審査方針としてはどうか。

1) 人口の少ない医療圏に規模の比較的小さい医療機関の推薦がある場合

- ・ 前回の検討会では、資料1のとおり、条件付きで拠点病院として指定したところ。
- ・ 今回の検討会では、指定に際して、資料1と同様に条件を付すことが必要と検討会で判断された医療機関については、毎年現況報告を求め、検討会で評価を行ってはどうか。（その場合、前回座長預かりとなった医療機関についても同様の取り扱いとする。）

2) 都道府県拠点病院として2病院推薦がある場合

- ・ 今回の推薦事例については、前回都道府県拠点病院を2病院指定した事例と、指定要件の充足状況、新入院がん患者数、都道府県の人口などから比較して検討してはどうか。（資料3参照）
- ・ なお、都道府県拠点病院として指定している2病院については、毎年現況報告を求め、検討会で評価を行ってはどうか。

2. その他

- 指定の要件に定められた「緩和ケアチームの設置」について満たしていない推薦が多く認められたため、当該要件について、具体的でより分かりやすい記載に整備指針をあらためることとしてはどうか。
- 既指定の拠点病院がある医療圏又は他圏域の拠点病院にカバーされている医療圏から新規又は更新で医療機関を推薦する場合は、既指定の拠点病院も含めて総合的な検討を行う必要があることから、関係する既指定の拠点病院も同時に更新申請をすることとしてはどうか。
- 都道府県の医療圏数を超えて、地域拠点病院が指定されている都道府県については毎年現況報告を求め、検討会で評価を行ってはどうか。
- 既指定の拠点病院の更新を審査する際、推薦様式の情報に加えて、地域の医療機関との連携体制や地域医療への貢献度等を具体的に評価できるような調査が必要なのではないか。
- 拠点病院におけるアスベストによる肺がん及び中皮腫に関する医療相談体制を充実するため、アスベスト疾患センターを持つ労災病院の指定については資料4の取り扱いとする。

今回のがん診療連携拠点病院の 指定に当たっての論点

1. 基本的な方針

- 今回のがん診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。また都道府県がん診療連携拠点病院を「都道府県拠点病院」、地域がん診療連携拠点病院を「地域拠点病院」という。）の指定の検討に当たっては、第1回がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会（平成18年7月28日開催）と同様に「がん診療連携拠点病院の指定に係る論点」（別紙）で示された審査方針と各病院の診療機能を踏まえてはどうか。
- また、上記に加え、以下の2点を審査方針としてはどうか。

1) 人口の少ない医療圏に規模の比較的小さい医療機関の推薦がある場合

- ・ 前回の検討会では、資料1のとおり、条件付きで拠点病院として指定したところ。
- ・ 今回の検討会では、指定に際して、資料1と同様に条件を付すことが必要と検討会で判断された医療機関については、毎年現況報告を求め、検討会で評価を行ってはどうか。（その場合、前回座長預かりとなった医療機関についても同様の取り扱いとする。）

2) 都道府県拠点病院として2病院推薦がある場合

- ・ 今回の推薦事例については、前回都道府県拠点病院を2病院指定した事例と、指定要件の充足状況、新入院がん患者数、都道府県の人口などから比較して検討してはどうか。（資料3参照）
- ・ なお、都道府県拠点病院として2病院を指定している事例については、毎年現況報告を求め、検討会で評価を行ってはどうか。

2. その他

- 指定の要件に定められた「緩和ケアチームの設置」について満たしているか否か判断がつかない推薦が多く認められたため、当該要件について、具体的でより分かりやすい記載に整備指針をあらためることとしてはどうか。
- 既指定の拠点病院がある医療圏又は他圏域の拠点病院にカバーされている医療圏から新規又は更新で医療機関を推薦する場合は、既指定の拠点病院も含めて総合的な検討を行う必要があることから、関係する既指定の拠点病院も同時に更新申請をすることとしてはどうか。
- 都道府県の医療圏数を超えて、地域拠点病院が指定されている都道府県については毎年現況報告を求め、検討会で評価を行ってはどうか。
- 既指定の拠点病院の更新を審査する際、推薦様式の情報に加えて、地域の医療機関との連携体制や地域医療への貢献度等を具体的に評価できるような調査が必要なのではないか。
- 拠点病院におけるアスベストによる肺がん及び中皮腫に関する医療相談体制を充実するため、アスベスト疾患センターを持つ労災病院の指定については資料4の取り扱いとする。

がん診療連携拠点病院の指定に係る論点

1. 指針に定める指定要件の充足状況の評価

- 「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」(以下、「指針」という)に定められた要件を満たしていない医療機関も多数推薦されている。
- 今回の指定に当たっては、①緩和ケアチームの設置、②相談支援体制の整備、③院内がん登録の実施及び、④特定機能病院を指定する場合は、腫瘍センターの設置、の4項目を特に重要な指定要件と考えてはどうか。

2. 2次医療圏において複数の医療機関が推薦されている場合

- 医療計画との整合性を図りつつ、地域がん診療連携拠点病院を2次医療圏に1カ所程度整備することとなっているが、1医療圏に複数の医療機関を推薦している事例が多数認められる。
- 医療計画との整合性を図るため、2次医療圏に複数のがん診療連携拠点病院を指定する理由が、単に人口が多いということだけでなく、がん患者の通院圏域、がん診療連携拠点病院間の機能的役割分担、隣接する医療圏との関係等について、都道府県において、十分な説明がある場合、指針に定める要件を満たしている医療機関については、指定を行ってはどうか。

3. 都道府県がん診療連携拠点病院の取扱い

- 今回、都道府県がん診療連携拠点病院として推薦のあった医療機関には、1.で示した4項目を満たしていない医療機関が存在する。
- しかしながら、都道府県がん診療連携拠点病院については、今般の指針の改定において、新たに設けられたものであり、各都道府県において、今後がん対策を推進する上で特に重要であるため、1.で示した4項目を現時点で満たしていなくとも、平成18年度中に指定要件の整備が完了することが確定している医療機関に限って指定を行ってはどうか。

4. 都道府県がん診療連携拠点病院として2病院推薦がある場合

- 都道府県がん診療連携拠点病院は、原則として都道府県に概ね1カ所整備することとされているが、2医療機関が都道府県がん診療連携拠点病院として推薦されている場合、両医療機関の機能的役割分担、都道府県がん診療連携拠点病院が2医療機関となることによる相乗効果等について、都道府県から十分な説明がある場合には、両医療機関とも都道府県がん診療連携拠点病院として指定してはどうか。

5. その他

- 今回の推薦において、病床数、新入院がん患者数等からは、少なくとも、がん診療連携拠点病院たるがん診療能力を十分に有していないのではないかと思料される医療機関が多数推薦されている。
- そのため、今後、都道府県が推薦を行うに当たっては、がん種別の手術実施数、化学療法の実施数、放射線治療の実施数等、各医療機関が有するがん診療機能について評価した上で推薦を行うよう求めてはどうか。

都道府県拠点病院を複数推薦している 事例の取り扱いについて

(現状)

- がん診療連携拠点病院の整備に関する指針において「都道府県がん診療連携拠点病院にあっては都道府県に概ね1カ所整備することとする。」とされている。
- 宮城県において、宮城県立がんセンターと東北大学医学部附属病院が指定されている。(平成18年8月24日指定)

(宮城県において都道府県拠点病院が2カ所認められた理由)

- 平成18年7月28日に開催された第1回がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会における議論のポイントは以下のとおり、
 - ・ 推薦の両医療機関ともに指針に定める必須要件の整備が行われている。
 - ・ 両医療機関の機能的役割分担、都道府県がん診療連携拠点病院が2医療機関となることによる相乗効果等について、十分な説明がある。
 - ・ がんの診療機能を評価する指標として年間の新入院がん患者数を見た場合、宮城県立がんセンターが約4000名近く、東北大学附属病院が5000名近くの患者さんを診ている。

(今回の推薦事例の相違点について)

- 岩手県
 - ・ 推薦の医療機関が指針に定める要件の一部を満たしていない。
- 山形県
 - ・ 年間の新入院患者数が2000名程度の医療機関を推薦している。

(参考)

● 3県の人口比較

岩手県	1, 375, 126人	(平成18年9月1日現在)
宮城県	2, 371, 683人	(平成18年4月30日現在)
山形県	1, 207, 513人	(平成18年10月1日現在)

がん診療連携拠点病院における アスベストによる肺がん及び中皮腫に関する 医療相談体制の充実について

(現状)

- アスベストによる肺がん及び中皮腫に関する医療相談（以下「アスベスト医療相談」という。）については、がん診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）の整備に関する指針において拠点病院内に設置する相談支援センターの業務とされている。

(アスベスト疾患センターについて)

- 労働者健康福祉機構が開設している労災病院の中には、主に労働者やその家族を対象としたアスベスト医療相談の窓口としてアスベスト疾患センターを設置している病院がある。

(アスベスト医療相談の充実について)

- 拠点病院の相談支援センターによる、アスベスト医療相談体制を充実させるため、各都道府県から推薦のあった医療機関のうち、アスベスト疾患センターを設置している労災病院で、拠点病院の整備指針における要件を満たすものであって、以下の要件を満たすものについては、積極的に指定をすることとする。
 - ・ 労働者とその家族のみならず、一般住民からのアスベスト医療相談を受け付ける体制をもっていること。
 - ・ 当該医療機関が所在する都道府県内外のがん診療連携拠点病院に対して、アスベスト医療相談に関する指導、助言を行える体制をもっていること。
 - ・ 厚生労働省が実施するアスベストに関する調査研究に協力すること。
 - ・ 上記要件の達成状況につき毎年報告すること。
- また、既指定の拠点病院でアスベスト疾患センターを設置している労災病院に対しても上記要件を満たすよう求める。

(参考)

今回推薦の該当医療機関

富山労災病院、関西労災病院、熊本労災病院

既指定の該当医療機関

東北労災病院、千葉労災病院、香川労災病院